

教私第3666号
平成31年3月4日

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

2019年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の
事業実施計画の募集について（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課から照会がありました。

つきましては、標記補助金の交付を希望する場合は、下記により事業計画書を提出してください。
期限までに連絡がない場合は、計画なしとして取り扱います。

なお、提出様式等については、下記の大阪府ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

【大阪府ホームページ（申請書等様式）】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

- 1 提出書類
 - ・2019年度理科教育設備整備費等補助金 事業計画書（様式1）
 - ・見積書の写し（3者以上の見積もりを行い、不採用のものも提出してください。）
- 2 提出方法
 - ・事業計画書（様式1） 電子メールによる
（件名及びファイル名を「(学校法人名) 理科設備事業計画」としてください。）
 - ・見積書の写し（各1部） 郵送による
- 3 提出期限 平成31年3月14日（木）
- 4 留意事項 別紙及び理科設備整備に関するよくある質問（Q&A）のとおり

〒540-8570 大阪府中央区大手前 3-1-43
大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 尾崎
TEL：06-6941-0351（内線4852）FAX 06-6210-9276
MAIL: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

1 事業計画書の作成にあたっての留意点。

- (1) 理科設備等を管理する台帳を整備していない学校に係るものは補助対象外とする。
- (2) 補助事業に要する経費の財源措置が確実でない学校に係るものは補助対象外とする。
- (3) 補助金の交付決定前に契約行為を行ったものは補助対象外とする。
- (4) 2020年度開校予定の学校については、2019年度補助事業の対象としない。
- (5) 小学校については取得価格が1組1万円未満の設備、中学校並びに中等教育学校の前期課程については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校並びに中等教育学校の後期課程については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象に含まないものとする。
- (6) 学校法人に対する国庫補助金が50万円未満となる場合は、原則として、補助金が交付されない。(事業実施計画を提出後、購入金額の変更により国庫補助金が50万円未満になった場合であっても、補助金が交付されない。)
- (7) 補助率は補助対象経費の2分の1とする。

2 交付申請時の提出資料に関する留意点(参考)

- (1) 1校当たりの補助対象経費額が200万以上の場合については、見積書等の設備内容資料(購入予定の商品名、価格、数量のわかるもの)を添付すること。
- (2) 取得単価が小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)については1組25万、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)については1組50万以上の設備の購入を予定している場合には、設備の仕様や性能がわかるカタログの写し等の資料を添付すること。

3 国の今後のスケジュール(予定)

2019年3月下旬	内定
5月20日(月)	交付申請書 提出締切
6月17日(月)	交付決定

※ 上記スケジュールはあくまで予定です。

今後の事務の進捗状況によって前後することがありますので、ご了承願います。

4 その他

小学校から高校までの理科教育設備の充足状況を自己点検するためのチェックシートを活用し、今後の環境整備の際に参考にしてください。